

To-tA レンタル使用申請書

申請日 平成 年 月 日

事前に利用目的や利用可能日程の打ち合せ後、ご記入してください。
また、必ず別紙「To-tA利用規約」の内容を確認してください。

利用施設	レンタルスペース 「To-tA」 住所：大分市中央町3丁目5-16 wazawaza 4F
利用日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
利用目的 <small>※具体的にご記入をお願いします。</small>	<input type="checkbox"/> 非営利使用 <input type="checkbox"/> 営利使用※1 <input type="checkbox"/> 飲食使用※1 (内容)
利用人数	運営者 ()名 参加見込者 ()名
使用希望備品 (無料備品)	<input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> 椅子 40脚内 _____脚 ※常設 <input type="checkbox"/> スツール 30脚内 _____脚 <input type="checkbox"/> 長丸テーブル (185cm×90cm) 4台内 _____台 ※常設 <input type="checkbox"/> テーブル (75cm×75cm※正方形) 18台内 _____台 ※常設 <input type="checkbox"/> プロジェクタースクリーン
(有料備品)※2	<input type="checkbox"/> キッチン (1回あたり 5,400円) <input type="checkbox"/> マイクセット (1回あたり 2,160円) <input type="checkbox"/> プロジェクター (1回あたり 2,160円)

※掲載されている料金はすべて税込 (消費税8%) になります。

私は、上記の利用目的通りに利用し、別紙「To-tA利用規約」に記載されている項目を遵守いたします。
万が一、規約に違反した際は、規約に従い対処をされても何ら異議ありません。

申請者		印
代表者名		
住所		
連絡先	TEL :	担当者名 :
領収宛名		

レンタル料	※1 オプション料	※2 オプション料	合計
\	\	\	\

設備利用の際の注意事項

権利譲渡・転貸の禁止

使用の権利を譲渡、または転貸はできません。

使用禁止事項（次に該当する場合は、施設の使用を許可できません。）

- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・他人に迷惑をかけ、または危害を及ぼすおそれがあると運営者が判断したとき
- ・建物、設備および器具等をき損するおそれがあると認められるとき
- ・反社会勢力の排除条項の趣旨に反すると認められるとき
- ・騒音など管理上支障があると認められるとき
- ・BBQなど炭火を使用すること
- ・音楽イベント使用（バンド等のLIVEやDJイベント、ダンスなど含む）
- ・スピーカーの持込み（本施設内のものをご使用ください。）
- ・鳴り物（太鼓や楽器）など持込み。
- ・下階に響くような過度に飛び跳ねる、走り回るなどの行為。
- ・20：00以降のウッドデッキでの音出し。

使用上の留意事項

- ・許可なく、ガス等火災発生の恐れのある機器（カセットコンロなど）を持ち込み使用することはできません。
- ・本施設及び共用部の壁、柱、扉等への掲示・展示はマスキングテープをご利用ください。
- ・ゴミ等に関しては、責任を持って持ち帰り処分をしてください。
- ・原状復旧が使用条件です。退出する際は、トイレ・キッチンを含む施設内の掃除、備品の片づけを必ず行ってください。
清掃不備による汚損が激しい際は、清掃料として別途5,000円をいただきます。
- ・使用許可を受けていない施設への立ち入り及び、備品使用はしないでください。
- ・許可時間内における主催者、責任者の所在を常に明らかにしておいてください

損害賠償について

- ・使用者または利用者が、本施設内の什器備品など汚損、破損した場合は、速やか運営者に連絡したうえで、実費にて補修していただくことがあります。※床の補修については、張替費用としてタイルカーペット1枚あたり1,080円をいただきます。
- ・申請者または利用者（参加・関係者を含む）に起因する当施設及び第三者に発生する損害については、申請者に全額賠償していただきます。

管理責任の範囲

当施設での盗難、事故等により、利用者、参加者に損害が生じた場合、当施設はその責任を負いません。

利用中止及び罰金について

上記規約に違反し、著しい騒音等で、他テナントの営業を妨げる行為や近隣住民とのトラブル（警察への通報など）が発生及び事実が発覚した際は、利用途中でも利用を中止させていただきます。

その際は、通常利用料金とは別に罰金として50,000円が発生します。

また、それを理由に申請者が被った損害については、当施設はその責任を負いません。

To-tA問い合わせについて

新大分土地株式会社

大分市中央町1丁目5-25

TEL : 097-534-3371

FAX : 097-536-3522

Facebook : top of the arcade

HP : www.shinoita.com

To-tA 間取り

